

令和7年度輝く中山間地域創出事業補助金 募集要項

1. 趣 旨

鳥取市の中山間地域において、創意工夫を凝らして自ら地域活性化や交流に取り組む集落、住民団体、NPO法人などの活動（注1）を支援するため、「輝く中山間地域創出事業補助金」の交付を希望する団体を募集します。

【対象事業例】

- 計画策定 ・地域活性化計画書の策定
- ソフト事業 ・特産品開発や地域食材による新たな食メニューの開発
- ・休耕田を活用した特産品栽培
- ・伝統工芸品、伝統芸能の伝承活動
- ・地域コミュニティ強化対策の取り組み など
- 里山交流 ・中山間地域の資源を活用したむらとまち（または、むら同士）の交流

注1：地域の活性化や住民福祉の向上のための社会貢献的な活動を対象とし、団体の営利のみの追求や受益者が事業実施関係者に限られるものを除きます。

2. 募集期間及び補助対象期間

区分	募集期間	補助対象となる対象事業 期間の目安（注2）	審査会 （注3）	採択予定件数 （目安）
1次募集	令和7年4月7日（月） ～令和7年4月18日（金）	令和7年4月28日 ～令和8年3月31日	令和7年 4月24日	5件程度
2次募集	令和7年5月1日（木） ～令和7年5月14日（水）	令和7年5月28日 ～令和8年3月31日	5月下旬	2件程度
3次募集	令和7年6月24日（火） ～令和7年7月7日（月）	令和7年7月21日 ～令和8年3月31日	7月中旬	2件程度
4次募集	令和7年9月24日（水） ～令和7年10月9日（木）	令和7年10月23日 ～令和8年3月31日	10月中旬	2件程度

注2：「事業」とは、例えばイベントや研修会を実施する場合の催事のみでなく、その準備から精算業務までの全体を指します。1年を通じて複数回催事を実施する「事業」については、最初に行う催事の準備時期を目安に応募ください。
なお、交付決定後に支出された活動経費のみが補助対象となりますのでご注意ください。

注3：審査会を開き、申請内容を審査します。審査会により申請が不受理となった場合は、内容を精査・検討の上、次回募集以降に再度申請してください。

(1) 対象となる団体

(2) 補助金の種類

(留意事項)

ソフト事業の交付申請の際には、策定された地域活性化計画書を添付し申請してください。

例) 食品の製造や販売 . . . 営業許可申請等
イベント等での一時的な飲食提供 . . . 営業類似行為開設届等
道路にのぼり等を設置 . . . 道路占用許可申請等 など

※市の他の補助金・助成金等および国・県の補助金・交付金等との併用はできません。

(3) 補助金の対象経費

ア. 対象経費となる例

審査の結果、部分的に補助が認められない場合があります。

なお、交付決定を受ける以前に支出された活動経費は認められませんのでご注意ください。

項 目		内 容	備 考
報償費		講師・アドバイザー等への謝金、役務の提供や施設の利用などによって受けた利益に対する代償を支出するための経費	・団体の構成員に対する報酬・謝金は対象外とします。
旅費 		視察等の交通費・宿泊料、講師・アドバイザー等の交通費	・宿泊料の限度額は以下の表を用いた実費弁済としてください。 ・食事代込みの宿泊費は食事代（対象外）と分けて請求してもらう必要があります。
需用費	消耗品費	用紙、文具類、参考図書等の購入費等	・講師の飲料、お弁当代は認められますが、最低限度のものとしてください。 ・視察などの謝礼として持参する菓子折は認められますが、最低限度のものとしてください。 ・ボランティアへの飲料は認められますが、お弁当は対象外です。
	燃料費	イベント等のため仮設した会場の暖房用燃料、草刈機の燃料代、車両借り上げガソリン代等	・団体の恒常的な経費は対象外です。
	印刷製本費	チラシ、冊子印刷、写真現像代等	・2社以上の見積りを取得してください。
	光熱水費	<u>イベントや交流実施のため仮設した会場</u> の暖房等の電気や水道の使用料等	・団体の恒常的な経費は対象外です。 ・領収書上区分が困難なものは対象外とします。
役務費	通信運搬費	講師や参加者募集のための郵便料、荷物運送代等	
	広告料	新聞折り込み等参加者募集の広告費	
	手数料	振入手数料、クリーニング代、水質検査料等	
	保険料	ボランティア保険料、 <u>イベントや交流実施のため借用する</u> 空き家の火災保険料等	
委託料		<u>専門的知識や技術を要する業務</u> を外部に委託する経費（会場設営委託、警備委託等）	・草刈、施設管理など自分たちで出来る内容の委託は対象外です。また、交流事業全体を委託することはできません。 ・事業費の大半が委託となる場合は、事前にご相談ください。 ・2社以上（10万円以上3社以上）の見積りを取得して適正価格での執行に努めてください。
使用料及び賃借料		物品等の使用料、会場・車両等の賃借料、入館料、高速道路通行料、コピー使用料等	
原材料費		加工用原料（特産品をPRするため調理加工して提供される食材、交流事業のため加工する地域の食材、和紙など制作活動に用いる材料、自ら環境整備を行う場合の木材・セメント等、苗木等）	・食材は、特産品開発や地域食材による地域外との交流など地域外へのPRなどが対象（内部提供の食材は対象外）です。 ・苗木・花苗は単に配布、販売を行う場合は対象外です。 ・自ら行う整備等については全体事業費の3割を上限とします。

備品購入費 	ソフト事業の実施に必要な 3万円以内 の物品購入費（その性質又は形状を変えずに比較的長期の使用に耐える物品とし、概ね単価1万円以上のもの）	・ソフト事業を実施するために必要最小限のものとしてください。 ・単価3万円を超える物品は対象外です。
---	--	---

旅費参考表

福島県、山口県	8,000円
岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	9,000円
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	10,000円
青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県 和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	11,000円
山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	12,000円
北海道、岐阜県、大阪府、広島県	13,000円
熊本県	14,000円
香川県	15,000円
神奈川県、新潟県	16,000円
千葉県	17,000円
福岡県	18,000円
埼玉県、東京都、京都府	19,000円

 備品購入費については、ソフト事業のみ対象とします。（計画策定、里山交流においては対象外）

イ. 対象経費とならない例

- ・活動団体の内部に対する食糧費（会議時の菓子・飲料・弁当、視察研修時の食事代（試食含む）等）
- ・人件費（草刈り賃金、施設管理アルバイト賃金 等）
- ・旅費の日常
- ・活動団体の運営に係る経常的な経費（電話代、パソコンリース料、光熱水費、ガソリン代 等）
- ・参加者への金品の補助、景品、記念品等の購入経費
- ・その他、交付対象経費として不適当と認められる経費

4. 申請方法

「2. 募集期間及び補助対象期間」に記載の募集期間内に、輝く中山間地域創出事業補助金交付要綱に基づく申請書、事業計画書及び収支予算書を下記「5. 窓口・問い合わせ先」に提出してください。

ソフト事業の場合は、策定済の地域活性化計画書（様式は任意）も添付してください。

5. 窓口・問い合わせ先

本事業の活用を希望される場合は、申請書を提出する前に、必ず事前に下記までご相談ください。

《鳥取地域》

市民生活部地域振興課（本庁舎2階）

電話：0857-30-8172 ファクシミリ：0857-20-3919 電子メール：chiikishinko@city.tottori.lg.jp

《新市場》

各総合支所地域振興課

地域	電話	ファクシミリ	電子メール
国府	0857-30-8652	0857-27-3064	kf-chiiki@city.tottori.lg.jp
福部	0857-30-8662	0857-74-3714	fb-chiiki@city.tottori.lg.jp
河原	0858-71-1722	0858-85-0672	kw-chiiki@city.tottori.lg.jp
用瀬	0858-71-1892	0858-87-2270	mc-chiiki@city.tottori.lg.jp
佐治	0858-71-1912	0858-89-1552	sj-chiiki@city.tottori.lg.jp
気高	0857-30-8672	0857-82-1067	kt-chiiki@city.tottori.lg.jp
鹿野	0857-30-8682	0857-84-2598	sk-chiiki@city.tottori.lg.jp
青谷	0857-30-8692	0857-85-1049	ao-chiiki@city.tottori.lg.jp